

令和 7 年 5 月 17 日

## 会 則

宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会  
宝塚市長尾台 1 丁目 1 番 1 号地  
Tel・Fax 072-744-2526  
E-mail:cohibari@outlook.jp

# 宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会・会則 改正案

## 第1章 総 則

### 〔名称及び事務局〕

第1条 本会は「宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会（愛称：コミュニティひばり）」（以下、まちづくり協議会と略記）と称する。  
事務所を宝塚市内に置く。

### 〔会員〕

第2条 本会の会員は、宝塚市立長尾台小学校区（以下、長尾台小学校区と略す）に住む人全てを対象とする。  
会員は総会、運営委員会を傍聴することができる。  
但し、事前の届出、会議での発言は議長の許可を得る。議決権は有しない。

### 〔目的〕

第3条 地域に住む人たちが快適で住みやすいまちづくりを図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

### 〔事業〕

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の健康と福祉の増進に関する事項
- (2) 安全・防災に関する事項
- (3) 生活環境の向上に関する事項
- (4) 文化の向上、交流に関する事項
- (5) 市立子ども館の指定管理を第6ブロック子ども館協議会の一員として運営に関する事項
- (6) 宝塚市立地域利用施設「雲雀丘倶楽部」の指定管理に関する事項
- (7) その他本会の目的を達成のため必要な事項

### 〔広報〕

第5条 本会は事業活動の状況を会員に知らせるために適宜広報を行う。

### 〔専門部会〕

第6条 事業の遂行のため次の専門部会を置き、各専門部会には各自治会より選任された者と長尾台小学校区の住民有志の参加によって構成する。

- (1) 福祉部会
- (2) 子ども福祉部会
- (3) 安全・防災部会
- (4) 環境部会
- (5) 文化・交流部会

- 2 年度初めに各部会は部会長、副部会長、会計を選任のうえ事務局に報告する。
- 3 部会員は年度初めに会員登録し、会員名簿を事務局に提出する。
- 4 部会の会計は事務局長の指示に従うと共に、会計報告を行なう。
- 5 総会で承認された議案の実施状況を適宜、運営委員会に報告し、承認を得る。
- 6 新規に事業活動を実施する場合においても運営委員会に報告し、承認を得る。

#### 〔特別委員会〕

- 第7条 本会の運営に必要とされ、専門部会の範疇を超え又複数の専門部会に跨る新たな事業の場合、特別委員会を設置することができる。  
但し運営委員会で審議し、承認を得る。  
特別委員長の任命は、運営委員会の承認を得る。

#### 〔施設の運営〕

- 第8条 施設の運営については管理運営規定を別に定める。

## 第2章 組織及び役員

#### 〔議決機関〕

- 第9条 本会の議決機関として次の会を置く。

- ・総会（定期総会、臨時総会）
- ・運営委員会

#### 〔代議員の選出〕

- 第10条 本会は校区の自治会、各専門部会および各種登録団体より「代議員」を選出する。

- 選出方法は各自治会、各専門部会および各種登録団体に委ねる。
- 2 代議員の任期は定期総会の翌日から次年度定期総会終結までとする。
  - 3 代議員は本会の役員及び専門部会長を兼ねる事は出来ない。
  - 4 代議員の選出数は、各自治会からは4月1日現在の世帯数100に対して1名、100未満は四捨五入とする。各専門部会および各種登録団体からは1名とする。

#### 〔役職の種類と職務〕

- 第11条 まちづくり協議会としての会務遂行のために、本会に次の役職を置く。

##### (1)役員

- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 会長  | 1名 | 会長は、会を代表して会務を総括する。                                 |
| 副会長 | 2名 | 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。                     |
| 委員  | 数名 | 委員は、各自治会長等があたり、会務運営に適切な提言等を行うとともに、庶務を兼務する。         |
| 会計  | 3名 | 会計は、会の会計事務を処理する。会計3名に代えて、外部から1名雇用することで会計を委託することも可。 |
| 監査役 | 2名 | 会の会計事務を監査する。                                       |

- ・会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告する。
- ・また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

## (2)事務局

- |      |     |                           |
|------|-----|---------------------------|
| 事務局長 | 1名  | 事務局長は会の庶務・広報を総括する。        |
| 庶務   | 若干名 | 庶務は、会務の円滑な運営のための事務作業等を行う。 |
| 広報   | 若干名 | 広報は、広報紙の発行や電子情報の発信等を適宜行う。 |

### 〔役職の任期〕

第 12 条 役職の任期は 2 年とする。(ただし、再任を妨げない。)

2 補欠により選出された役職は、前任者の残任期間とする。

## 第 3 章 総会

### 〔総会の種別〕

第 13 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年 5 月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。又、運営委員の 2 分の 1 以上から請求があるとき。

### 〔総会の招集〕

第 14 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の 1 ヶ月前までに通知しなければならない。

### 〔総会の審議〕

第 15 条 総会開催毎に議長 1 名、副議長 1 名を会長が指名し、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項

### 〔総会の定足数〕

第 16 条 総会は、代議員の過半数(委任状を含む)の出席がなければ開くことができない。

### 〔総会の議決〕

第 17 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

### 〔総会の議事録〕

第 18 条 議事録作成は事務局とし、署名人は会長及び議長とする。

## 第 4 章 運営委員会

### 〔運営委員会の構成〕

第19条 運営委員会は、第11条で定める役員及び事務局、専門部会長、特別委員会委員長、公的委員、自治会選出委員をもって構成する。

2 運営委員会の議決は、総会の議決に準ずる方法によるものとする。

〔運営委員会の招集〕

第20条 運営委員会は、会長が招集する。

〔運営委員会の審議事項〕

第21条 運営委員会は、副会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 年度事業の経過確認（継続、中止、廃止等）
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 年度期中の新規事業に関する審議事項
- (4) 年度期中における役職人事に関する審議事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 会 計

〔経費〕

第22条 会の経費は、会費、宝塚市まちづくり協議会補助金、助成金及び県、民間の支援その他の収入、寄付金をもってこれにあてる。  
(補助金、支援金は定められた経費科目に従い会計処理を行う。)

〔会費〕

第23条 会費は自治会から4月1日付の登録世帯数により算出する。一世帯当たり100円とする。

2 各種団体からも会費を受け取ることができる。

〔会計報告〕

第24条 会計の報告は、財産目録（貸借対照表）と収支計算書による。

2 総会への会計報告は、事務局会計、事業（専門部会）別会計とし、公的補金、会費以外の自己調達金も含めた総括の会計とする。

3 財務経理要綱は、別途定める。

〔事業年度及び会計年度〕

第25条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔会計監査〕

第26条 監査役は、当該年度の中間と期末及び適時に会計監査を実施する。

## 第6章 会則の改廃及び解散

〔会則の改廃〕

第27条 本会則を改廃することは総会の議決による。

〔本会の解散〕

第28条 本会は総会の議決により解散する。

〔剰余金の分配の制限〕

第29条 本会は剩余金の分配をおこなうことができない。

[残余財産の帰属]

第30条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、自治会及びPTAに贈与するものとする。

第7章 付 則

付則1 本会のすべてについての年度は会計年度に準ずる。

付則2 本会の外部に対する諸手続きは、まちづくり協議会全体に係る事項は会長名、その他役職、専門部会の範疇の事項は、担当者名をもって行う。

付則3 活動運営上必要とされる規則は要綱として運営委員会で審議し、定められる。

付則4 この会則は1995(平成7)年5月11日から施行する。

同 1996(平成8)年5月23日一部改正

同 2000(平成12)年5月13日一部改正

同 2003(平成15)年5月17日一部改正

同 2006(平成18)年3月18日全面改正

同 2007(平成19)年5月19日一部改正

同 2008(平成20)年5月17日一部改正

同 2010(平成22)年5月22日一部改正

同 2011(平成23)年5月21日一部改正

同 2012(平成24)年5月19日一部改正

同 2013(平成25)年5月18日一部改正

同 2015(平成27)年5月23日一部改正

同 2018(平成30)年5月19日一部改正

同 2021(令和3)年5月15日一部改正

同 2025(令和7)年5月17日一部改正

## 長尾台小学校校区まちづくり協議会(コミュニティひばり)組織図 (室)

2025.5.17

